

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（「政府調達に関する協定」適用外案件）に付します。

令和8年5月8日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 山本 浩之

1 工事概要

(1) 工事名 A. 令和8年度 横断道前原田浦改良その1工事

(電子入札及び電子契約対象案件)

B. 令和8年度 横断道前原田浦改良その2工事

(電子入札及び電子契約対象案件)

(2) 工事場所 A. 徳島県小松島市前原町字東から

徳島県小松島市前原町字中川原

B. 徳島県小松島市前原町字東から

徳島県小松島市前原町字中川原

(3) 工事内容 A. 工事延長 L = 980m

道路土工 1式

法面工 1式

擁壁工 1式

舗装工 1式

排水構造物工 1式

縁石工 1式

防護柵工 1式

歩道橋本体工 1式

構造物撤去工 1式

仮設工 1式

B. 工事延長 L = 980m

道路土工 1式

地盤改良工 1式

擁壁工 1式

排水構造物工 1式

舗装工 1式

構造物撤去工 1式

仮設工 1式

(4) 工期

A. 令和9年2月26日まで。

B. 令和9年2月26日まで。

(5) 工事の実施形態

1) 本工事は、競争に参加する意思を記載した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を受け付け、入札時に入札書と併せて競争参加資格確認資料（以下「技

術資料」という。)の提出を求め、技術資料の審査、評価後に開札及び総合評価を実施し、落札者を決定する同時提出型総合評価落札方式の試行工事である。

- 2) 本工事は、配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型）の適用工事である。
- 3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- 4) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。ただし、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 8 5 条の基準が設定されている工事（予定価格が 1 0 0 0 万円を超える工事）に限り試行工事の対象とする。
- 5) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
- 6) 本工事は、標準歩掛のない歩掛を、「見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限」までに申請書を提出した者に対して電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
- 7) 本工事は、技術資料等の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。
- 8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
- 9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 10) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T（土工）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3 次元データを活用する I C T 活用工事（発注者指定型）の対象工事である。
- 11) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、I C T（擁壁工）の

全面的活用を図るため、受注者の提案及び協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用するICT活用工事(施工者希望Ⅱ型)の対象工事である。

- 12) ICTの全面的な活用を実施した場合は、ICT活用証明書の交付を行う。但し、ICT(導入型)の場合は、ICT活用証明書の交付は行わない。

なお、ICTの全面的な活用を行い、かつ当該ICT技術の活用によって効率性が2割以上向上した場合、受注者は「ICT活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。

- 13) 本工事は、発注者が完全週休2日(土日)(現場閉所)に取り組むことを指定する「完全週休2日(土日)工事(発注者指定方式)」である。

なお、完全週休2日(土日祝)を達成した場合には、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」を交付する。

- 14) 本工事は、ICT活用証明書を有する技術者を加点評価する試行工事である。

- 15) 本工事は、完全週休2日(土日祝)達成証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。

- 16) 本工事は、経常維持工事の施工実績を有する企業を加点評価する試行工事である。

- 17) 本工事は、配置予定技術者が持つ経常維持工事における主任(監理)技術者としての施工経験を同種工事の施工経験と同等評価する試行工事である。

- 18) 本工事は、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

- 19) 本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上(省人化等)に資する取り組み(以下「生産性向上チャレンジ」という。)の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

- 20) 本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査(臨時調査)結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

- 21) 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

- 22) 本工事は、BIM/CIM適用工事(受注者希望型)である。

- 23) 本案件は、上記1(1)に示した工事(以下「一括審査方式対象工事」という。)

を対象に一括公告し、同じ競争参加資格確認資料により、一括審査する試行工事である。

- 24) 本工事は、社会的制約条件を考慮すべき工事の履行証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。
- 25) 本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を2割以上達成した場合は、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。
- 26) 本工事は、効率性向上実績証明書を有する企業を加点評価する試行工事である。
- 27) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- 28) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。
- 29) 本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置できる試行工事である。
- 30) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

## 2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局における令和7・8年度一般競争参加資格のうち、「**一般土木工事**」の「**C等級**」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成23年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。）。経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社が平成23年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施

工実績を有していればよい。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

・ **同種工事とは、コンクリート構造物又は盛土の施工実績を有すること。**

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が 65 点未満のものを除く。

- (5) 次に掲げる 1) から 5) の基準を満たす主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

※監理技術者補佐とは建設業法第 26 条第 3 項第 2 号による監理技術者の職務を補佐する者をいう。

準備期間を含まない専任期間としては、以下の期間を予定している。

A. 令和 8 年 8 月上旬から令和 9 年 2 月下旬まで

B. 令和 8 年 8 月上旬から令和 9 年 2 月下旬まで

また、一括審査方式対象工事に申請できる配置予定技術者は **2 名以下**とし、**3 名以上**の配置予定技術者を申請した場合は、競争参加資格を認めない。

- 1) **1 級土木施工管理技士若しくは 2 級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）**又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

- 2) **平成 23 年度**以降に、元請けの技術者として**同種工事（上記(4)に掲げる工事）**又は元請けの主任（監理）技術者として経常維持工事（以下「同種工事等」という。）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20 % 以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社の配置予定技術者が平成 23 年度以降に元請けとして**同種工事等**の経験を有していること。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が 65 点未満のものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業及び同条第 2 号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出

産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

- 3) 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- 4) 監理技術者、特例監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。監理技術者補佐にあつては、主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検定の第一次検定に合格した者（1級施工管理技士補）又は1級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

※特例監理技術者とは建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者をいう。

- 5) 配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号及び第15条第2号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

- 6) 上記1)から4)について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、本競争に参加できないことがある。

- (6) 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の1)から8)の要件を全て満たすことを確認したうえで、入札説明書に定める様式を提出した者であること。なお、特例監理技術者に求める要件は、2(5)に示す1)から5)と同一とする。

- 1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 2) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
- 3) 特例監理技術者が兼務する工事は**徳島県内**の工事でなければならない。
- 4) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 5) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 6) 監理技術者補佐が担う業務等について、施工計画書で明らかにすること。
- 7) 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事※以外の工事でなければならない。

※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

- 8) 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

- (7) 申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく

指名停止を受けていないこと。

- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員とする。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。なお、本工事に技術資料を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

- (10) **徳島県内**に本店（建設業法の**土木一式工事**の許可を有する**本店**）を有すること。なお、経常建設共同企業体においても、全ての構成員は**徳島県内**に本店を有すること。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (12) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去 2 年度（令和 6・7 年度）間連続で 60 点未満でないこと。

- (13) 競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにて**令和 8 年 6 月 15 日**までに通知する。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 評価項目及び評価の着目点

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

#### 1) 技術者評価

##### 1. 配置予定技術者の評価

- ・ C P D（継続学習）、同種工事等の施工経験、同種工事等の工事成績、優良技術者表彰、I C T活用工事の実績について評価する。

#### 2) 企業評価

##### 1. 基本企業評価

##### イ. 施工実績の評価

- ・ 同種工事の施工実績、工事成績、工事に係る表彰について評価する。

##### ロ. 地域精通度・災害支援・社会性の評価

- ・ 近隣地域の施工実績、災害支援に係る表彰等、事故及び不誠実な行為をした実績について評価する。

2. その他企業評価

**災害時の事業継続力、登録基幹技能者の活用、週休2日工事の実績、経常維持工事の施工実績、建設マスター等の活用、社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績、効率性向上の実績**について評価する。

3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

4) 賃上げの実施に関する評価

賃上げの実施を表明した企業について評価する。

5) 施工体制評価

1. 品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

2. 施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

(2) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

2) 標準点

・1)の要件を満たす入札を行った者に対して、100点の標準点を与える。

3) 加算点及び施工体制評価点

・(1)1)及び2)については、各項目の評価点の合計点の最大の者に30点、その他の者は按分して加算点を与える。

・(1)3)については、評価基準を満たしている場合に加算点1点又は0.5点を与える。

・(1)4)については、評価基準を満たしている場合に加算点1点を与える。

・(1)5)については、1.及び2.について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を5点、可を0点、とし施工体制評価点を与える。

各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

4) 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが

公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

5) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{ 点 (標準点)} \div \text{予定価格 (単位: 億円)}$$

6) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

**〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35**

**四国地方整備局 徳島河川国道事務所 経理課 契約係**

**電話088-654-2211 (代表)**

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

**令和8年5月8日から令和8年5月29日**まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのアドレスは次のとおりである。

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(3) 申請書及び歩掛見積り（歩掛見積り対象工事の場合）の提出期間、提出先及び提出方法

**令和8年5月9日から令和8年5月18日**までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に原則として電子入札システムにより、提出すること。

申請書の提出については、一括審査方式対象工事に含まれる全ての工事に提出すること。

ただし、一括審査方式対象工事に含まれる工事のうち、入札を希望しない工事については申請書を提出後、その旨を申し出ること。

(4) 入札及び技術資料の提出期間、提出先及び提出方法

**令和8年5月27日から令和8年5月29日**までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。最終日は午後3時まで。）に原則として電子入札システムにより、提出すること。

技術資料については、一括審査方式対象工事のうち、いずれか1件の工事に提出するものとする。また、技術資料を提出した工事以外については、一括審査方式対象工事のうちどの工事に技術資料を提出したかが分かる書面（申請用（技術資料の提出を行わな

い工事用) ) を提出すること。

なお、期限までに資料が提出されていない工事については競争参加資格を認めない。

(5) 開札の日時及び場所

開札は、四国地方整備局 **徳島河川国道事務所** 入札室にて行う。

なお、開札は以下の日時に行う。

**A. 令和 8 年度 横断道前原田浦改良その 1 工事**

**令和 8 年 6 月 2 3 日午後 2 時**

**B. 令和 8 年度 横断道前原田浦改良その 2 工事**

**令和 8 年 6 月 2 3 日午後 2 時 3 0 分**

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 **日本銀行徳島代理店**）

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 四国地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 四国地方整備局 **徳島河川国道事務所**）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札、歩掛見積りを提出していない者のした入札（歩掛見積り対象工事の場合）及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける V E 方式。）。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認され

た場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。

- (7) 専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (10) 施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)及び(4)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 本工事の契約締結後、契約者が「受注している」若しくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。
- (14) 詳細は入札説明書による。